

「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」

第14回全体会議の議事録(H22.4.17)

事務局 4月1日付で組織の改正と人事異動が行われました。昨年まで町民活動推進課がこの会を担当していました。その事務を引き継ぎ、新たに秘書広聴課ができ、皆さんのお手伝いをさせていただく職員を紹介します。まず、横田総務担当参事です。次に秘書広聴課に地域自治推進室が新設されました。その室長の河野です。岩楯と神田は引き続きこちらのお手伝いをします。また、新たに鈴木がお手伝いさせていただきます。申し遅れましたが、秘書広聴課の課長の高澤です。宜しくお願いします。

【全体会議】

事務局 これから第14回白岡町自治基本条例をつくる会を始めます。開催にあたりまして内山会長から挨拶を頂きます。宜しくお願いします。

内山会長 こんにちは。私たちには自治基本条例の素案を策定する大きな目標があります。その目標に向かって有意義な議論をよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、高澤秘書広聴課長より挨拶を申し上げます。

高澤課長 このつくる会も第14回になりました。本日は平成22年度最初の全体会議です。前回ワークショップで議論した「議会」について4月5日の第6回作業部会で案をつくりました。作業部会の皆さんには厚く御礼申し上げます。また、本日は「行政」までの項目までを整理する作業をします。そのためワークショップは行いません。前半部分のまとめなので、皆さんの意見を確認し合い、すり合わせをしていきたいのでよろしくお願いします。

事務局 1つ報告があります。配布した資料に白岡町行政区長会からの意見についての資料があります。行政区長会では昨年度、「自治基本条例」をテーマに4回にわたって意見、情報交換会を実施してきました。この資料は、視察なども踏まえ、行政区長会の意見としてまとめています。これは今後の参考にさせていただくということで報告します。それでは議事に入ります。進行については、内山会長にお願いします。よろしくお願いします。

内山会長 暫時、議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いします。本日の全体会議の進め方について事務局から説明があります。

事務局 資料の確認をします。

全体会議では、まず、作業部会がまとめた、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「議会」の2つの中項目の案を基に、内容や趣旨、考え方等を検討します。実際には「議会」の中項目は3項目ありましたが、作業部会で2項目に集約して案を出しています。次に、現在までに議論した、大項目「総論」から「行政」までの各中項目について、項目同士の整合性や保留になっていた事項等に留意し、条例全体的な方向性などを考えながら議論します。

内山会長 ここまでについて、ご意見ご質問はありますか。無いようなので、大項目「議会」について議論しますが、その前に牛山教授からアドバイスをいただきます。

牛山教授 これから議会のあり方について検討していきます。、政権交代後議会についても様々な議論がされています。大事なことは、自治体議会は国とは違った制度となっており、直接首長、議員を選び、相互にチェックし合う関係にあります。議会には様々な期待があります。例えば先程のチェック機能や、皆さ

んの住民の代表として意見を出してもらうことなどです。今、検討されている改革としては、議員定数の上限撤廃や議決事件の範囲の拡大などの自治体議会の自由度を高めるような改革です。こうした背景には、皆さんのシートを見ても分かるように、議会に対しての非常に強い意見があるということです。どこの自治体でも、議会がどのようなことをしているか、どのような役割なのかについて不透明なことがあると思います。そのようなこと、例えば名古屋市議会で報酬半減や議員の数が半数で良いなどの意見が出ている理由だと思います。皆さんの意見を見ると、議会について、多くの意見が出ています。それに対して、議会の皆さんからも様々な意見が出てくると思います。自治基本条例の性格や条例全体の整合性を踏まえ、議論を慎重にしなければなりません。さらに条例に規定する際の表現や法律との関係性、全体の整合性も考えながら、議論していただきたいと思います。よろしくお願いします。

内山会長 では、内容に入っていきます。皆さんの感じたことを積極的に発言してください。大項目「議会」の中項目「議会の責務」の内容について意見はありますか。

藤巻委員 の「又はけん制し、統制し」は必要ないのではないのでしょうか。「けん制」は相手の注意を自分のひきつけて自由に行動させないことです。「統制し」は1つにまとめて治めることです。これらは条例にふさわしくないと思います。

広辺委員 私も「けん制、統制し」は必要ないように感じます。行政を監視することは必要ですが、対立するための条例ではないので必要ないと思います。

牛山教授 私も「けん制、統制」という表現は難しいと思います。また、議会が行政を監視することがこの条文の主旨なので、「協力」という表現も適当ではないと思います。さらに、「良好な緊張関係」の主旨は分かりますが、条文にしたときに、「緊張関係」が何か問題になるかもしれません。「協力し、又はけん制し、統制し、」は削除し、「良好な緊張関係」については文言の整理が必要です。

利根川委員 昔から議会と行政は両輪であると言われています。そのことについても参考にして考えていただきたいです。

内山会長 他に意見はありますか。「議会は、行政と良好な緊張関係を保ちながら、町政運営の監視に努めます」という条文にし、「緊張関係」の文言は後で整理するということによろしいですか。では、他の内容について意見はありますか。

櫻井委員 の「可視化」はどのような意味ですか。

神田副会長 誰にでも見えるように、できるだけオープンにするという意味です。

櫻井委員 公開する以外の意味もありますか。

神田副会長 あります。公開以外にもできるだけ皆に見えるようにすることです。例えば、ビデオで録画することや録音することなども含めての「可視化」です。

牛山教授 公開すること自体が、見えているという意味ですよ。昨今、警察の取調べなどについて「可視化」という言葉が使われます。しかし、議会については、「会議は原則公開する」ということで良いと思います。様々な言葉をつけると説明が必要になります。また、1つの条文に2つの意味が入っているので、分けたほうが良いです。

内山会長 「議会の会議は原則公開とします。」ということによろしいですか。その後の文は とします。

は「議会は、住民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、住民に対し、審議の内容及び経過について、定例会ごとにわかりやすく説明することに努めます。」となります。他に意見はありますか。

利根川委員 議会には本会議と委員会があると思います。ここで言う「議会」はどちらの意味ですか。

神田副会長 両方を含んで「議会」と言っています。

牛山教授 議会が開く会議の種類に本会議や委員会があります。議会の会議には両方が含まれます。「原則」としたのは委員会で個人情報に関わることがあるので、公開しない場合も考えて「原則公開」といいました。

利根川委員 明確にしておく必要があると思います。

内山会長 他に意見はありますか。

広辺委員 の「定例会ごと」は必要ないです。経過によっては定例会以外でも説明しなければいけないときがあります。

内山会長 分かりました。

神田副会長 「定例会ごと」を入れた背景には、説明会が少ないという意見があったため、入れました。

高澤課長 議会の定例会については、条例で決まっています。年間4回、3月、6月、9月、12月にあります。その他、臨時会があるので、定例会にこだわらずに全部を含むような表現が適当だと思います。

内山会長 「議会は、住民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、住民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。」ということによろしいですか。

遠藤委員 私は「定例会ごと」という表現が良いです。「定例会ごと」という言葉によって、年1回でも規制できます。また、「努める」などの表現もできれば「しなければならない」にしたいです。自由に解釈されないように義務付けできることを書かなければ、理念条例になってしまいます。

平田委員 定例会のほかに臨時会もあるので、「定例会ごと」にすると、臨時会のときは説明が不要になります。代わりに「すみやかに」という言葉はいかがですか。

吉野委員 基本条例の性格の限界を感じているので、大きな枠で方針を示して、細かいところは議会の基本条例が議論されるときに出てくると思います。そのような意味を含んだことを書けば、何が求められているかを議員に理解していただけたと思います。

牛山教授 規制しているわけではなく、運用のルールについてどのようにするかという議論です。規制についての議論であれば、開き方や回数など細かく詰めていかなければいけません。議会として説明会をすることを求めることは内容として新しい項目です。自治基本条例に書くこと自体に積極的な意味合いがあり、「努める」だから無視して良いということにはならないと思います。議会もこれを受けて様々な意見が出ると思います。書く方が良いのか、書かない方が良いのか、書くとしたどこまで詰めるかを議論しなければなりません。私も、そこまで細かく書く必要はないと思います。

日下委員 私も牛山教授の意見に賛成です。また、わかりにくく説明することは考えにくいので「わかりやすく」も削除が良いです。

内山会長 他に意見はありますか。 は「議会は、住民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、住民に対し、審議の内容及び、経過について、説明することに努めます。」でよろしいですか。

櫻井委員 議員は専門家であり、専門用語を使われると理解しにくいので、「わかりやすく」は入れてほしいです。

広辺委員 私は「分かりやすく」は必要ないと思っています。条例の文章化する注意点として、人により解釈が異なるような用語は避けたほうが良いです。

日下委員 説明する人が分かりやすく説明することは当然のことだと思います。

利根川委員 まちづくり条例なので、抽象的な言葉は削除した方が良いです。また、「努めます」などの文

末は統一してほしいです。

牛山教授 それは最後に全体を通して文言整理で行うほうが良いです。「説明する」には「分かりやすく」という意味も入っていますし、「分かりやすく説明する」で皆さんが共有できるのであれば、どちらでも良いと思います。

内山会長 ここでは「定例会ごとに」だけを削除することでよろしいですか。では、次に はいかがですか。

牛山教授 これについても、行政評価と情報共有の2つの意味が入っています。2つに分けた方が良いと思います。また、議会が行政評価を行うということは、どのような意味ですか。

内山会長 まず、2つに分けることはよろしいですか。では、行政評価を、情報共有を にします。次に、行政評価については監視をした結果、わかったことだと思います。

牛山教授 仮にそうであれば、「住民の意思を的確に反映した行政運営のために」は と、「住民と対話し」は と、「行政評価を行い」は と重複しているので、 は要らないと思います。

櫻井委員 今、議会が町政の運営を評価しているのでしょうか。

牛山教授 評価をどのように捉えるかです。例えば、決算を議決することも何らかの評価をしなければ議決ができないので、評価しているという理解もできます。しかし、最近行われている政策評価、行政評価については、それが議会の役割かどうかとはまた別の話になります。議会が評価をしているかどうかについては、しているとも言えるし、していないとも言えます。

利根川委員 評価の中身が重要です。評価の仕方を明確にできれば良いと思います。

内山会長 この項目については、作業部会でもう一度検討させてください。

櫻井委員 議会が評価するのか、第三者機関が評価するのかわかりません。評価する機関はどこなのかを認識して議論しなければいけません。

高澤課長 議会は意思決定機関であり、町政運営の監視が本来の役割です。行政評価は行政の責務にも出てきています。行政評価を別の機関で行ったとして、それを議会に報告することで担保できると思います。

内山会長 今のお話も参考にして、作業部会で再度検討します。趣旨に移ってもよろしいですか。趣旨はこれでよろしいですか。では、考え方に移ります。何か意見はありますか。

牛山教授 内容が変わると、ここも変わるので、再度検討した後のほうが良いと思います。

内山会長 作業部会で再度検討したあと、その結果を受けてこの案をつくりたいと思います。では、中項目「議員の責務」に移ります。内容について意見はありますか。

藤巻委員 の「選挙の公営化」とはどのような意味ですか。「公営化」だと営利目的のように思えます。

神田副会長 選挙は一定のルールのもとで誰もが参加できるようにという意味で「公営化」が進められてきました。政見放送などのようにお互いに公の状況をつくるために公営化が進められてきています。

高澤課長 は「議員選挙は」となっています。選挙は、選挙の管理の面と、候補者の選挙運動の面があります。選挙運動について一部を公費で負担しています。町議会議員で言えば、はがきの上限800枚とポスターの掲示場の用意、選挙公報、公共施設での個人演説会1回分、氏名掲示などです。このようなことを「選挙の公営化」、「選挙費用の公営化」と言っています。これらは公職選挙法で定められています。ポスターの掲示場の用意、選挙公報については任意であり、行う場合は町で条例をつくっています。白岡町も条例をつくっております。このような現状になっています。

牛山教授 は見る限り、議員の責務は書いていません。選挙を行うのは選挙管理委員会であり、候補者

は議員ではないです。 は削除で良いと思います。もし書くのであれば別のところになると思います。

櫻井委員 牛山教授の意見に賛成です。公営化を推し進めるのは行政なのか、選挙管理委員会でしょうか。

高澤課長 公職選挙法の中でしかできません。現状では難しいと思います。

内山会長 法律の枠内でしかできません。また、候補者は議員ではないので、 は削除でよろしいですか。では、他の内容について意見はありますか。

牛山教授 について書くのであれば「清廉潔白」と「資産公開」で2つに分けた方が良いでしょう。 の「報告」には資産公開についても含まれます。皆さんの意見を見ると、議員の倫理と議員の説明責任について入れたいように感じます。また、ここでは、文末が「しなければならない」となっているので、整合性やバランスを考えるべきです。「議員は説明責任を果たさなければなりません」と書いて、細かいことは議会基本条例などに委任することでバランスが取れると思います。さらに、 の「地域の自治の実現」は後に出てくる地域自治についても関わってきます。

内山会長 まず についてはいかがですか。

広辺委員 資産公開については書きすぎだと思います。議員の資産を公開することのメリットを考えると公開する必要はないです。私たちが議会や行政を監視することで足り、それと資産公開については結びつかないので削除したほうがいいです。

内山会長 資産公開について情報を提供していただきたいです。

高澤課長 もとは平成4年から法律により国会議員が透明性を高めるために資産公開を始めました。この法律の第7条には都道府県と政令指定都市の議員、都道府県の知事、市町村長も半分義務付けのようなかたちで条例により資産公開をすることが規定されています。平成7年には白岡町の町長も条例により資産公開をおこなっています。プライバシーの問題と政治の透明性の兼ね合いだと思います。

遠藤委員 国会議員、市議会議員、町議会議員で区別するのはおかしいと思います。私は、「資産公開に努める」という文でも構わないので自治基本条例の素案に書いておくべきだと考えています。

藤巻委員 「清廉潔白」という言葉は他の表現に変えられませんか。

高澤課長 皆さんの思いが条例に盛り込まれるのが良いが、考え方のところに議論の過程を書いて、皆さんの思いを残すというやり方もあります。

飯島委員 考え方の をまとめたものを持ってきたら良いと思います。

牛山教授 「清廉潔白」は職務遂行のこと、人格のこと、どちらを意味していますか。両方の意味であるならば、「人格高潔でなければならない、公正誠実に職務を遂行するものとする」では、いかがでしょうか。

神田副会長 提案ですが、「議員は住民の代表として政治倫理の確立に努めます」という条文では、いかがでしょうか。

遠藤委員 これから議会基本条例を後押しするよう条文を書きたいです。さらに言えば、そのとき議会に議論していただきたい内容が分かるように項目を具体的に入れていきたいです。

牛山教授 順番を入れ替えて がはじめに来ると思います。次に「議員は政治倫理の確立に努めます」という内容の条文がきます。その次に の説明責任と資産公開がくると思います。資産公開についての説明がありましたが、プライバシーの問題というよりは、市町村の立法政策に委ねて、入れても良いと思いますが、ここに入れるには細かいことだと思います。考え方の例示に資産公開とし、条文は「しなければならない」とすることで、抽象的な中身でも義務付けにすることができます。中身については議会を含めて議

論した方がいいです。4番目としては「議員は住民に対して説明責任を果たすものとする」などのようにするべきだと思いますが、いかがですか。 、 は中身が分かりにくいので一緒にして、説明責任にするか、努力規定として書くかだと思います。

広辺委員 「議員は、議員活動や考え方について常に説明責任を果たしていきます」としたいです。

牛山教授 議員の活動や報告において、日常活動は何か区別できません。よって「議員は説明責任を果たさなければならない」とし、例示として資産公開をおくというつくりでは、いかがですか。

利根川委員 資産公開を書いてしまうと、資産が無い人しか立候補できなくなるのではないかな。

神田副会長 無い場合は無いと公開します。

遠藤委員 解説に書くしかないと思います。

内山会長 「議員は説明責任を果たすよう努めなければならない」、例示で資産公開ということによろしいですか。では、次にいきます。 、 はいかがですか。

牛山教授 は町全体に関わることとして別のところで議論する方がいいです。

内山会長 それでよろしいですか。では、別のところで議論することとし、削除します。 はいかがですか。議会の責務に入ると思いますが、いかがですか。では、削除します。 はいかがですか。

牛山教授 地域自治のところは後の地域自治の項目で議論することと、「一町民として」となると町民の責務で議論することだと思います。

内山会長 そのような考え方でよろしいですか。では趣旨に進みます。趣旨はこれでよろしいですか。では考え方に進みますが、先程と同様、内容が変わったのでこも対応させて再度検討してきます。5分休憩します。

* * * * *

内山会長 時間になったので始めます。資料の「現在までに議論した条例の素案の一覧(総論～行政)」について議論していきます。その前に自治基本条例は何かを再認識するためにも牛山教授からアドバイスをいただきます。

牛山教授 時間が無いので簡単に話します。ここを見ると、論点、課題があります。その点について解決して、まとめていく中間地点だと思います。条例ですから、法として機能することになるので、そのことを理解して議論していただくことが多々あると思います。例えば、「住民の責務」でも法として決めていく部分と決められない部分があります。そのようなことに加えて、全体に関わるような文言である「住民」や「まちづくり」などについて共通の理解をしていく必要があります。そこで課題を解決していった内容に反映していきたいと思います。皆さんの協力によって、まとまってきているので、これからどのような内容にしていくかを議論していくのが良いと思います。

内山会長 事前に打ち合わせをしたときに、1つの論点を解決すると、他の項目にも影響する課題があります。そのような観点から「住民」とは何か、「まちづくり」とは何か、「責務」とは何か、「協働参画」とは何か、について時間が許す限り議論したいと思います。では、まず「住民」について議論します。

古嶋委員 話し合いの中では絶対に「住民」でなければいけないというわけではありませんでした。内容は固まってきているので、用語の使い方次第だと思います。

牛山教授 皆さんの意見では、在住、在勤、在学、在活、法人も含むとしている訳です。その場合、「住民」とすると、地方自治法の定義と異なります。また、住んでいない人を「住民」と言うのはおかしいです。他

の自治体では「町民」や「市民」と言っています。白岡町では人口が増加していて市に移行する可能性があります。よって「町民」としておいて、市に移行するときに「市民」にするという附則をつけることが1つ考えられます。地方自治法上の「住民」と自治基本条例上の「住民」の意味が違くと、役場は仕事がしにくくなり、さらに町民も混乱するという問題があります。

内山会長 例えば、「町民」とした場合、今まで議論してきたところに影響しますか。

牛山教授 影響しないと思います。

日下委員 住民協働は町民協働になりますか。

牛山教授 町民協働でも良いと思います。

内山会長 「町民」にしてもよろしいですか。では、「住民」は「町民」に変えます。

神田副会長 全部変わるのですか。

牛山教授 基本は全て「町民」で、「住民」でなければいけないところは「住民」になります。例えば、住民投票は要件として「○歳以上の住民」などのようになります。

利根川委員 子ども手当では「住民」に対してか、「町民」に対してなのかわかりません。

高澤課長 子ども手当では、「町民」、「住民」に関わらず、そこに住んでいて子どもを養育している親であるということが条件になります。

内山会長 他に意見はありますか。

日下委員 大項目「(住民)市民」の中項目「住民(定義)」の考え方に外国人のことが書かれています。しかし、納税などは外国人を問わず、すべての町民の義務なので書く必要が無いと思います。

内山会長 これも、必要ないですね。削除することでよろしいですか。では、他に意見はありますか。

牛山教授 この条例の改正にも関わることですが、市に移行した場合、欄外に「市に移行する場合は「市民」となる」と書いておけばいいと思います。

内山会長 では、次に「まちづくり」について議論したいと思います。資料の「町民の責務」の課題にも「まちづくり」の定義が必要と書かれています。「まちづくり」について議論したいと思います。

利根川委員 皆が協力して生活ができるような市街地の形成などのような意味だと思います。

内山会長 都市計画等の考えは除外して考えるということでした。

神田副会長 大項目「住民協働」の中項目「みんなでまちづくり」の考え方を参考にして考えたいかがですか。私たちの定義として確認しあえば良いと思います。

利根川委員 生活環境が良くならない限り、まちづくりは良くなりません。人が住みたいという思いがあるからまちづくりが行われます。まちづくりについて行政と住民側で分けて考えなければいけないと思います。

日下委員 白岡町の将来のあるべき姿があって、そのために活動していくことがまちづくりです。

内山会長 「町長の責務」で中期までの町の展望を策定し、住民に示さなければならなくなっていました。それが自治基本条例に沿っているかが重要です。沿っていれば、協働のまちが実現できると思います。

日下委員 何を目標にするかが重要です。

神田副会長 ソフト的な住民の協力やアイデアを集めるような、協働作業をまちづくりと考えていました。

古嶋委員 中長期的な目標を掲げ、町民が様々なところに参加し、計画に対してアイデアを出すような協働作業でもあり、全体を指すというように理解しています。

利根川委員 現実的に町民が参加できるかは難しいです。行政から提案されなければ町民が参加できな

いです。

内山会長 今までの意見から、中長期的な目標を掲げ、住民が計画、実施、評価に関わることは住民の責務で議論しました。これを徹底していくことになります。これを担保することが利根川委員の意見です。他に意見はありますか。もしなければ次に進みます。次は「責務」についてです。

藤巻委員 「権利」については議論しないのですか。

牛山教授 本日は様々な項目で課題にあげられている論点を4つに絞って議論していくという判断です。「権利」については後で議論していきます。そのような判断でよろしいですか。

内山会長 最初の「町民の責務」はいかがですか。

日下委員 白岡町らしさを意識しながら議論しないといけません。議論すればするほど、どこの自治体にも当てはまるような条例になってきてしまうように思えます。常にどこに特徴を出すのかを意識して議論しましょう。

藤巻委員 「行政サービスを受ける権利を有する」はまちづくりの基本的考えであり、非常に重要です。「責務」に応分の負担とあり、これも必要です。例えば水道料金などです。当然のことですが、条例では払わなくていけないと明記しなければいけません。「公平」と「公正」がでてきますが、「公平」であれば、「公正」は要りません。偏ってはいけないことが「公平」であり、曲げてはいけないことが「公正」で似通っています。1つだけで十分です。

牛山教授 皆さんが言いたいことは行政が提供するサービスに対する税負担のことですか。公共サービスという言葉を使うとNPOや市民活動などの活動を含めて負担します。それに対して税や社会保障費についての負担なのかで表現の仕方が変わってくるので明確にしたほうが良いです。何を「責務」として書きたいのですか。

広辺委員 「応分の負担」と書いたときには協働を見越してのマンパワーやネットワークの提供に関してだと思っています。私は、負担は何かを明確に議論して共通認識を持つ必要があると思います。

神田副会長 行政サービスのボランティアなどの負担は既にかかれているので、税負担以外は考えにくいです。

金子委員 作業部会では税負担以外の負担と考えていたと思います。

神田副会長 このような書き方だと税負担と捉えてしまうので、書き方の工夫が必要です。

藤巻委員 例として、水道水を提供して、住民が料金を払うことは応分の負担であり、住民税などは全く違います。感覚の問題です。

高澤課長 「権利」で「公平で公正な行政サービスを受ける」と書かれています。今の例のように受益者負担をすることの他、道路を通行することや救急車が来るような、当然受けられる行政サービスの提供もあります。皆さんのイメージは受益者負担のような考えだと思います。広い意味か、個人レベルなのかを明確にすることが必要だと思います。

日下委員 道路などは、直接的に負担をしていません。他の自治体では条例に入れていますか。

牛山教授 受益者負担であれ、公平な税の負担であれ、行政のサービスについては税金や社会保障費を払わなければいけないということを書きたいのですか。もう少し新しいことでは、これからの地域社会は全体で努力していかなければならず、公共サービスは行政も住民も負担していくと書きたいのですか。それにより書き方も変わってきます。今の段階では「応分の負担」ということで受益者負担のようなイメージになっています。そのようなイメージでなければ、「住民は公共サービスに伴う負担を分任する」などのように書

くと思います。

内山会長 作業部会では両方を含んで書きたかったと思います。

利根川委員 牛山教授の后者の案について書いていくべきです。町民の負担についての条例は荷が重いです。参加してくださいというところから書ければ良いです。肉体的な負担もあれば、金銭的な負担もあるということを皆でどのような表現にするかを議論していけば良いです。

遠藤委員 私は両方とも要らないと考えています。協働という言葉でさえ、選択したので、協働を選択した権利と責務について書かなければいけません。他のことを書けば書くほど協働が薄まってしまいます。自治基本条例なのか、地方自治法をなぞったのか分からなくなってしまいます。まちづくりに住民を参加させることを明確に書けばいいと思います。

牛山教授 例えば、今は税金を払ってなくても生活保護を受けることができるのに、それを規制するようにも読めます。これは、明確に自治基本条例に書きたいとするか、削除するかです。

内山会長 ここについてはもう一度議論する機会をつくれます。時間もなくなったので、本日の全体会議は以上で終了します。

事務局が事務連絡をした後、作業部会のメンバーの方が残り、次回の作業部会の日程調整を行いました。